

Q2

源泉徴収税額がない場合でも、源泉所得税の納付書を提出する必要があるのでしょうか?

1. 青色専従者給与の届出の金額が

月額8万円の場合

その月の給与等の金額(社会保険料等控除後)が 88,000 円未満の場合、甲欄適用者の源泉徴収税額は 0 円になります。ただし、納付する税額がない場合であっても、源泉所得税の納付書(所得税徴収高計算書)を所轄の税務署に郵送(信書便)して提出してください。郵送の代わりにe-Taxによって送付する方法もあります。青色事業専従者の源泉徴収の手続きは、まず、甲欄を使用して源泉徴収税額を算出するために、青色事業専従者本人から青色申告者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出してもらいます。次に、青色申告者は「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」兼「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄の税務署に提出します。

源泉徴収した所得税は、本来、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。ただし、納期の特例を受ける場合には、半年分まとめて納めることができます。具体的には、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日が、それぞれ納付期限になります。

納期の特例が受けられるのは、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者です。また、納期の特例の対象は、給与や退職金から源泉徴収をした所得税に加えて、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税に限られています。

納期の特例を受けるには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出します。この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。「申請書」となっていますが、実際には税務署から承認の通知が来ることはなく、却下の通知がない場合には、この納期の特例申請書を提出した月の翌月末日に、承認があっ

たものとみなされます。

また、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」は一枚の様式で「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を兼ねています。この届出によって、翌年1月10日の納付期限が1月20日に延長されます。この納期限の特例を受けるには、その年の12月20日までに届出書を所轄の税務署に提出します。ただし、納期限の特例を受けるには、その年の12月31日において、源泉所得税の滞納がないことが条件になります。

12月に年1回の賞与48万円を支払う場合(各月は8万円の給与)

賞与に対する源泉徴収は、通常の場合、前月の給与等の金額(社会保険料等控除後)を基準に計算します。前月の給与等の金額と扶養親族等の数を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」にあてはめて税率(賞与の金額に乗ずべき率)を求めます。この場合、前月11月の給料が8万円ですので、青色事業専従者の扶養親族等の数が0人とすると、賞与の金額に乗ずべき率は4%になります。従って、この場合の源泉徴収税額は、次のとおりとなります。

480,000 円× 4% (賞与の金額に乗ずべき率) = 19,200 円(賞与に対する源泉徴収税額)

この場合、毎月の給料については源泉徴収税額がありませんが、12月の賞与の分だけ源泉徴収が発生することになります。従って、納期の特例及び納期限の特例を受けている場合には、翌年の1月20日までに19,200円を納付することになります。







森税理士の 「ちょっと気になる税務のはなし」

第40 回

アグリビジネス・ ソリューションズ株式会社 代表取締役 森 剛一氏

事業推進課 経営指導推進係

■問い合わせ先

TEL: 0824-64-2072 Fax: 0824-64-2233

「専従者給与に関する Q&A」

アルバイト等で副収入がある場合でも青色専従者として認められるのでしょうか? **Q1** A牧場の長男は昨年の 10 月、勤めていた会社を退職し、翌年の 3 月から酪農に従事することにな りました。しかし、勤めた会社で後任が見つからなかったことから、1年間はアルバイトで午後1時~5時 まで働き、年間 96 万円のアルバイト料を受け取っています。税務署には「青色事業専従者給与に関する届出 書」を提出しています。

1. 青色専従者として認められるのか?

で質問のケースの場合、残念ながら青色事業専従者 給与として認められない可能性が高いでしょう。青色 事業専従者給与として認められる要件の一つに「その 青色申告者の営む事業に専ら従事していること」があ ります。仮にほぼ毎日、アルバイトで午後1時~5時 まで働いている場合には、A牧場の事業に「専ら従事」 しているとは言い難く、長男に給与を支給しても青色 事業専従者給与として必要経費にすることが認められ ないことになります。

青色事業専従者に副業が一切、認められないかと言 えば、必ずしもそうではありません。その年を通じて 6か月を超える期間従事すれば良く、例えば農閑期な どに短期間アルバイトするだけであれば、青色事業専 従者給与として認められる可能性があります。また、 で質問のケースのように年の途中から事業に従事した 場合には、事業に従事することができる期間の2分の 1を超える期間従事すれば良いことになっています。

2. 青色専従者の要件は?

青色事業専従者とは、次の3つの要件のいずれにも該 当する人をいいます。

- ① 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の 親族であること
- ② その年の 12月 31 日現在で年齢が 15 歳以上 であること
- ③ その年を通じて6か月を超える期間、その青 色申告者の営む事業に専ら従事していること

また、青色事業専従者に支払われた給与が、青色事 業専従者給与として必要経費に認められるためには、 次の要件を満たす必要があります。

- ① 「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄 の税務署に提出していること
- ② 届出書に記載されている方法により支払われ、 しかもその記載されている金額の範囲内で支 払われたものであること
- ③ 青色事業専従者給与の額が労務の対価として 相当であると認められる金額であること

3. 副業と見なされる基準は?

副業がある場合に青色事業専従者給与として認めら れなくなるかどうかは、基本的には副業の収入が多い か少ないかではなく、従事する時間が基準となります。 副業に長時間従事している場合には、青色申告者の営 む事業に「専ら従事」しているとは言えないからです。

4. 申告の際に気をつけるべき点は?

青色事業専従者給与について、青色申告者が提出す る確定申告書の「事業専従者に関する事項」欄に、青 色事業専従者の氏名、従事月数、専従者給与額などを 記載します。農業所得用の青色申告決算書にも同様の 欄がありますので、こちらにも記載します。